

武蔵野市 令和8年 11 月 福祉型住宅
<10 年定期使用>子育て世帯用
募集要領

■募集する住宅 ※この住宅は 10 年間の定期使用住宅です。

1 募集戸数（合計 2 戸）

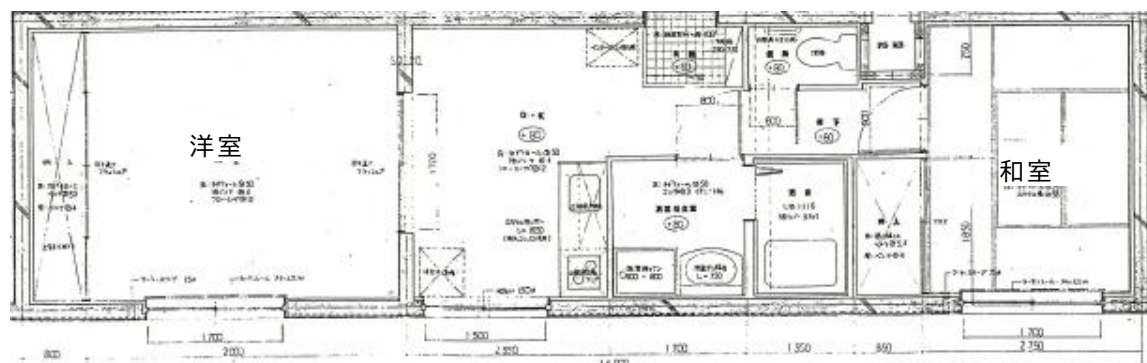
子育て世帯（45歳未満の夫婦及び20歳未満の子がいる世帯）用

申込区分 番号	名称	所在地	募集 戸数	間取り	使用料 （月額）
1	クレベール	関前 2－7－1	1 戸	2 D K 専用面積 50.4 m ²	29,600 円 以上
2	ルミエール	関前 4－15－5	1 戸	2 K 専用面積 53.5 m ²	31,400 円 以上

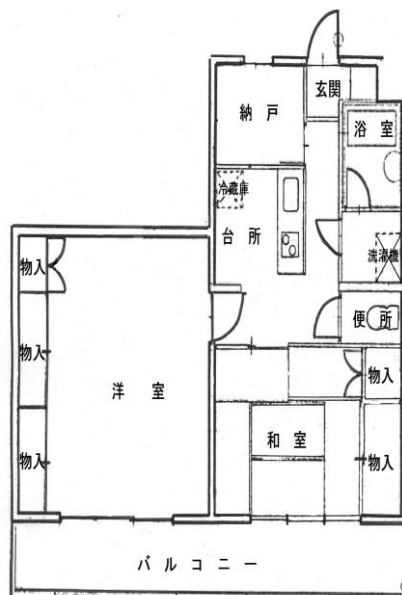
※ 住宅の使用料は収入により異なります。また、使用料のほかに共益費が3,000円から6,000円程度かかります。

■間取り（参考）

【クレベール】



【ルミエール】



2 募集日程

申込書配布期間	令和8年11月2日（月）～17日（火）
申込期間	<u>11月17日（火）午後5時までに</u> 住宅対策課に届いたもの に限り受付（持参・郵送）。
抽選番号の通知	12月初旬発送予定です。
公開抽選	12月15日（火）午後2時から市役所4階413会議室で行いま す。 ※抽選会に参加しなくても差し支えありません。 ※当選番号は12月16日（水）午後6時30分までに市ホーム ページにて公表します。 ※抽選番号・抽選結果の電話による照会のご遠慮願います。
抽選結果の通知	12月下旬頃発送予定です。 当選者には、審査に必要な書類を郵送します。
入居資格審査	1月以降に入居審査を実施、 審査に必要な書類を住宅対策課に提出いただきます。
入居予定	令和9年4月以降を予定

※抽選番号・抽選結果のお知らせ方法…提出いただいたハガキにてお知らせします

3 申込資格

申込みを行う日において、次の(1)から(6)までの全ての事項に該当すること。

- (1) 武蔵野市内に引き続き3年以上住所を有している者で、それを住民票で証明することができること。
- (2) 健康で自立して日常生活を営むことができること。
- (3) 住宅に困窮していること（土地・家屋を所有していないこと）。
- (4) 収入が定められた基準内であること。
- (5) 45歳未満の夫婦（内縁関係にある者、婚約者及び武蔵野市又は東京都が実施するパートナーシップ制度の相手方を含む。）と、これらの者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯
- (6) 申込者（同居の親族を含む。）が暴力団員でないこと。

<所得基準表>

家族数	一般世帯	特別区分
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※特別区分…心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1～3度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の障害者）、高校修了期までの子どもがいる世帯、原子爆弾被爆者を含む世帯、海外からの引揚者を含む世帯、ハンセン病療養所入所者等を含む世帯です。

4 お申込み方法

- (1) 申込締切 11月17日（火）午後5時まで
- (2) 「福祉型住宅・単独福祉型住宅使用申込書」に必要事項をご記入ください。
- (3) 市施設で申込書を入手した場合
申込ハガキの定められた箇所（2カ所）に85円切手を貼ってください。
ホームページで申込書を入手した場合→申込ハガキ不要
85円切手2枚を郵送または持参してください。
※切手のないもの、不足しているものは、抽選番号等の通知は行いません。
- (4) 郵送の場合は封筒に110円切手を貼ってください。
（持参の場合は市役所住宅対策課のみで受付します）

持参の場合：市役所東棟4階住宅対策課

郵送の場合：送付先 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市役所 住宅対策課 宛

5 公開抽選会

- (1) 日時 令和8年12月15日（火）午後2時から
- (2) 会場 武蔵野市役所西棟4階413会議室

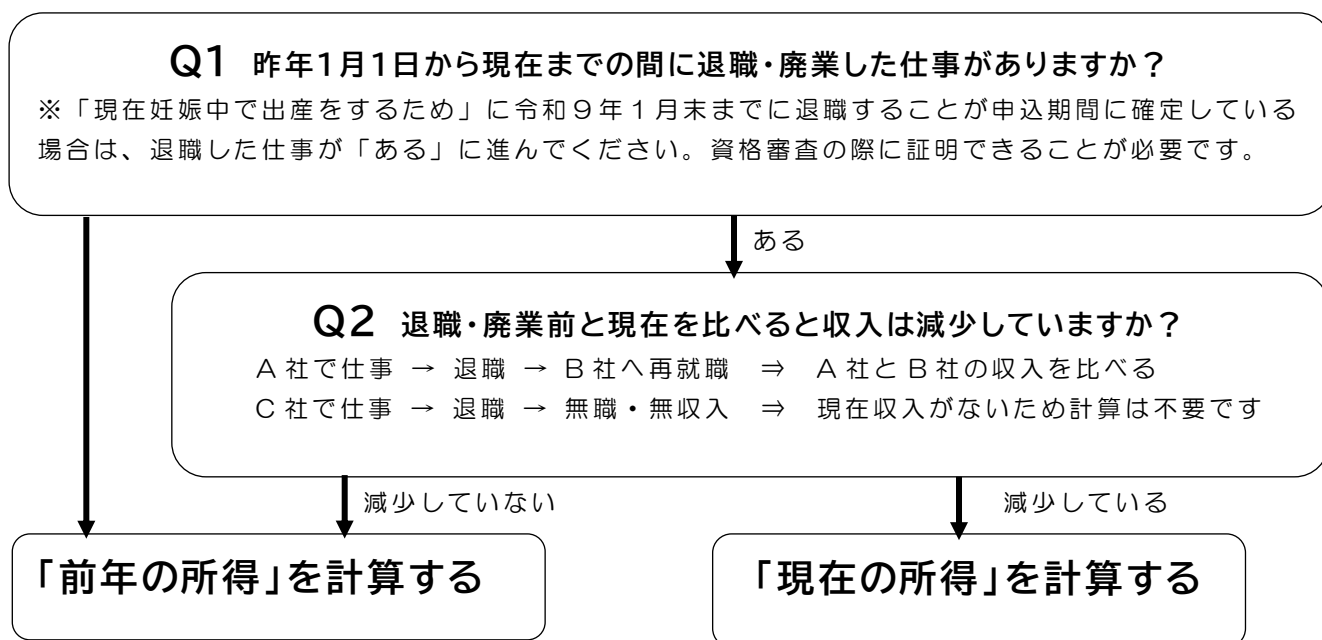
6 申込みの注意

- (1) 入居可能日から10年間に限って使用を許可する期限付き住宅であることをあらかじめご了承のうえお申込みください
- (2) 現在の状況についてできるだけ正確にご記入ください。
- (3) 申込みは1世帯につき1通です。
- (4) 1世帯で2通以上の申込みをしたときは、全部の申込書を無効とします。
申込書の記入もれ、虚偽の記入および不統一な記入などがある場合は無効とします。
- (5) 都営住宅や市営住宅等の公営住宅に入居している方は申込みできません。
- (6) 都営住宅等、他の公営住宅の入居者募集で、すでに資格審査に合格し使用予定者に登録されている方は、原則として申込みできません。
- (7) 申込用紙以外の他の書類は必要ありません。（入居資格審査対象者になった方には、審査時に住民票や課税証明書等審査に必要な書類を提出していただきます。）

■所得計算方法

原則として「前年の所得」により、入居資格を判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり、現在の所得が減少している方については、「現在の所得」によることができます。

★以下のフローチャートに従って同居親族ひとりずつお確かめください。



1 給与所得の方

前年の所得

(1) 1 枚の源泉徴収票に前年のすべての収入が記載してある場合

「給与所得控除後の金額」から 10 万円を差し引いた金額が「福祉型住宅の所得金額」です。

(2) 2 枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の「支払金額」の合計額を別表の「収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

現在の所得

(1) 仕事先が 1 社のみの場合

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当、賞与から計算した 1 年間分の収入を給与所得計算表の「12 か月分の収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

※課税対象外の交通費などの収入は除いてください。

※働いた月が 12 か月ない場合は平均月額を 12 倍して見込みの収入額を計算してください。

(2) 仕事先が 2 社以上の場合

それぞれの収入額を計算して合計したら、給与所得計算表の「12 か月分の収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

給与所得計算表

12 カ月分の収入額	税法上の所得金額		福祉型住宅の所得金額
651,000 円未満	0 円		0 円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	<div>12 カ月分の収入額</div> －650,000 円		<div>税法上の所得金額</div> －100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	12 カ月分の収入額を 端数調整します。 <div>12 カ月分の収入額</div> ÷4＝A →A の 1,000 円未満 を切り捨てた額＝B B を右の式にあては めてください。	B×2.8－80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		B×3.2－440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	<div>12 カ月分の収入額</div> ×0.9－1,100,000 円		

2 事業所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

前年の所得

- (1) 昨年分の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。
- (2) 確定申告をしていない場合は、収入から必要経費を差し引いて昨年1月から12月の所得を計算してください。※入居資格審査までに確定申告する必要があります。
- ※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を5ページの給与所得の計算方法にしたがって「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

現在の所得

- (1) 申込みをする月の前月から遡って12カ月分の所得金額を計算してください。
- (2) 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月が12カ月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して12カ月分の所得見込み額を計算してください。
- (3) 既に廃業した事業については、所得金額を0円とします。

3 世帯の所得金額

所得がある方の名前	年間所得金額
	円
	円
	円
	円
年間所得金額合計	円

—

特別控除
特定扶養ほか
計 円
寡婦・ひとり親控除
計 円
特別控除合計 円

=

世帯の所得金額
円

※特別控除は次ページを参照してください。

■所得計算における特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

①申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除額 (1人につき)	特別控除を受けられる方	備考
㉞ 老人扶養	10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	㉞の特別障害者控除を受ける方は、㉞の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉟ 特定扶養	25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の方	
㊱ 障害者控除	27万円	①愛の手帳等の交付を受けている方で3度、4度の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級、3級の方（障害者年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤65歳以上の方で①・③と同じ程度にあるものとして、福祉事務所長の認定を受けている方	
㊲ 特別障害者控除	40万円	①愛の手帳などの交付を受けている方で1度・2度の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害者年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③身体障害者手帳の交付を受けている方で1級、2級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

②特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方
㊳ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方にもあてはまります。）
㊴ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額のみ差し引きます。

<問い合わせ先>

武蔵野市都市整備部 住宅対策課

〒180－8777 武蔵野市緑町２丁目２番２８号

0422－60－1905（直通）